

関係条文等（抜粋）

建設業法第28条第3項

国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が第一項各号のいずれかに該当するとき若しくは同項若しくは次項の規定による指示に従わないとき又は建設業を営む者が前項各号のいずれかに該当するとき若しくは同項の規定による指示に従わないときは、その者に対し、1年以内の期間を定めて、その営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

建設業法第28条第1項第2号

建設業者が請負契約に関し不誠実な行為をしたとき。

建設業を営む者の不正行為等に対する監督処分基準

三 建設業者に対する監督処分の基準

2 指示処分又は営業停止処分をする場合の具体的基準

別表2に定める

別表2

- 3 - b 完成工事高の水増し等の虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注に提出し、当該発注者がその結果を資格審査に用いた場合。営業停止30日以上
- 3 - c 平成20年国土交通省告示第85号第一の四の5の(一)に規定する監査の受審状況において加点され、かつ、監査の受審の対象となった計算書類、財務諸表等の内容に虚偽があった場合。営業停止45日以上